

東織 特定退職金共済制度

ご加入のすすめ

[新企業年金保険]

退職金の事前準備は十分でしょうか？

この制度は東織退職金共済会が中小企業者のご繁栄を願ってお届けする退職金積立制度です。

※この制度は、所得税法施行令第73条の要件を備え所轄税務署長の承認を受けた「一般財団法人 東織退職金共済会 退職金共済規約」（以下、「共済規約」）に基づいて運営されます。



従業員の福利厚生を図って勤労意欲を高め、人材を確保して事業の安定成長を図ることを目的とした制度で、次のように優れた特色を備えております。

制度の特色

- 1** 将来必要な多額の退職金を計画的に準備でき、退職金支払いを円滑に行うことができます。
- 2** この制度の採用により法律で求められている退職金の保全措置(社外積立)が講じられます。(賃金の支払の確保等に関する法律 第5条)
- 3** 掛金はすべて事業主が負担し、従業員1人あたり月額30,000円まで損金(必要経費)として扱われ、従業員の給与にもなりません。
(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)
- 4** この制度は、独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施する退職金共済制度(中退共)との重複加入が認められます。
ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。



一般財団法人

東織退職金共済会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-6
TEL (03)3663-5909 FAX (03)3662-8465

■推薦

東京織物卸商業組合
東京織物健康保険組合
協同組合 東京ベ・マルシェ
東京織物卸協同組合

○当パンフレットは共済規約を抜粋して記載したものです。
○この制度の掛金は、東織退職金共済会が引受保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運用されます。
○加入申込書の受理、給付金請求書の受付等、一部業務については引受保険会社へ業務委託しております。
○平成29年7月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合は記載の内容と相違する場合があります。
個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

制度の内容

契約できる事業主（共済契約者）

- 中小企業基本法第2条第1項各号に該当する中小事業者。

加入できる従業員（被共済者）

- 事業主と雇用関係にある従業員（使用人兼務役員を含む）の方。
- 但し、次の方は加入できません。
 1. 個人事業主及び個人事業主と生計を一にする親族。
 2. 法人役員（使用人職務を有する役員を除く）。
 3. 退職金規程等で退職金の受給資格に満たない従業員。
 4. 他の特定退職金共済制度の被共済者。

注）使用人兼務役員の範囲

法人税法上、使用人兼務役員とは、役員のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいいます。（法人税法第34条第5項）

※上記の場合を除き、全従業員を加入させる必要があります。

掛金

- 全額事業主負担です。
- 1口1,000円として従業員1人につき月額最高30口（＝30,000円）まで加入できます。
 - ※掛金はいかなる場合（懲戒解雇等を含む）にも事業主には返還しません。
 - ※事業主は従業員のうち特定の者につき不当な差別的取扱いをすることはできません。

退職金の支給

共済規約に基づき以下を給付します。

※退職金は、退職した従業員（被共済者）へ直接支払い、いかなる場合（懲戒解雇等を含む）にも事業主には支払われません。

- ①退職一時金 …加入期間5年未満の従業員が死亡以外の事由で退職したとき、加入期間・加入口数に応じ、基本給付額表の給付金額を支払います。
- ②退職年金 …加入期間5年以上の従業員が死亡以外の事由で退職し、年金支給を希望した場合は、加入期間・加入口数に応じ、基本給付金額表の給付金額を10年間支給します。ただし、10年を経過せず受給者死亡のときは残余期間ご遺族に継続して支給します。年金に代えて一時金の支給を希望する場合は年金の未支給期間に対応する年金現価相当額を一時金として支給します。
 - ※年金は年4回（2月、5月、8月、11月）3ヶ月分をまとめてお支払いします。
 - ※年金月額が10,000円未満の場合は、退職一時金のお支払いとなります。
- ③死亡退職一時金…加入従業員が死亡退職したときに、ご遺族（※）に支払われます。加入期間に関係なく1口について1,000円を加算した金額が支払われます。

※遺族の範囲： 1. 配偶者

2. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で加入従業員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者

3. 上記のほか、加入従業員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた親族

4. 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で「2」に該当しない者

税法上の取扱い

※平成29年7月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には記載の内容と相違する場合があります。個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

●掛金

- ・事業主がこの制度に支払った掛金は、従業員1人につき月額30,000円まで損金（必要経費）となります。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）
- ・従業員の給与所得にはなりません。（所得税法施行令第64条）

●退職年金

- ・雑所得となります。（公的年金等の扱いとなります。）
（所得税法第35条、所得税法施行令第82条の2）

●退職一時金

- ・退職所得（当該制度に係る被共済者の退職により支払われるもの）となります。
（所得税法第30条、所得税法施行令第72条）

●死亡退職一時金

- ・死亡退職金として扱われ、受取人が法定相続人の場合、法定相続人数に500万円を乗じた金額まで相続税はかかりません。（相続税法第3条・第12条）

●解約手当金

- ・解約手当金は一時所得となります。（所得税法施行令第76条）

制度の取扱い

●申込方法

- ・所定の用紙に記入・押印の上、当共済会事務局または引受保険会社（三井生命）へ提出願います。
※お申込みにあたり、被共済者となる従業員全員の加入同意が必要です。

●責任開始期(増口日)

- ・毎月20日までのお申込みでその翌月1日より加入となります。

●掛金の払込方法

- ・掛金は、次の金融機関により自動振替（毎月18日）となります。
三井住友銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三菱東京UFJ銀行

新規加入（増口を含む）に対する初回の掛金に限り、申込時にご納付願います。

●退職金共済証

- ・加入者に「特定退職金共済制度退職金共済証」を発行し、事業主にお届けします。
- ・事業主は共済契約成立について、従業員に通知する必要があります。

●退職金の請求

- ・所定の請求書（当共済会、三井生命備付）に「特定退職金共済制度退職金共済証」を添えて当共済会事務局あてご請求ください。

●退職金の受取人

- ・退職金の受取人は被共済者本人です。なお、支払方法は、共済会事務局経由で受取人に支給されます。本人死亡の場合はご遺族にお支払いします。

●共済契約の解除

- ・事業主が掛金納入を6ヶ月以上怠ったときや、反社会的勢力に該当すると認められるとき、または、反社会的勢力に関与していることが認められるときには共済会は共済契約を解除します。
 - ・従業員が、退職せず次に該当したとき、共済会は共済契約を解除します。
 - ①個人事業主 ②個人事業主と生計を一にする親族 ③法人の役員（使用人職務を有する役員を除く）
 - ④従業員が偽り、その他不正行為によって退職金または解約手当金の支給を受けたとき、または、受けようとしたとき
 - ⑤反社会的勢力に該当すると認められるとき、または、反社会的勢力に関与していることが認められるとき
- ・事業主は次の場合には、共済契約を解除することができます。
 - ①被共済者の同意を得たとき ②掛金納入の継続が困難であると共済会が認めたとき
 - ・共済契約が解除となった場合、「解約手当金」を従業員へ直接お支払いします。

※いかなる場合（懲戒解雇・行方不明等の場合も含む）にも事業主にはお支払いしません。
（所得税法施行令第73条第1項第4号）

基本給付額表（1口月額1,000円加入の場合）

掛金 納入期間	退職 一時金額	退職 年金月額	掛金 納入期間	退職 一時金額	退職 年金月額
1年	11,370円		21年	253,180円	2,188円
2年	23,040円		22年	265,770円	2,296円
3年	34,890円		23年	278,410円	2,406円
4年	46,610円		24年	291,100円	2,515円
5年	58,380円	504円	25年	303,840円	2,625円
6年	70,200円	607円	26年	316,630円	2,736円
7年	82,060円	709円	27年	329,470円	2,847円
8年	93,970円	812円	28年	342,360円	2,958円
9年	105,930円	915円	29年	355,300円	3,070円
10年	117,930円	1,019円	30年	368,300円	3,182円
11年	129,990円	1,123円	31年	381,340円	3,295円
12年	142,090円	1,228円	32年	394,440円	3,408円
13年	154,240円	1,333円	33年	407,590円	3,522円
14年	166,440円	1,438円	34年	420,790円	3,636円
15年	178,680円	1,544円	35年	434,050円	3,750円
16年	190,980円	1,650円	36年	447,350円	3,865円
17年	203,320円	1,757円	37年	460,710円	3,981円
18年	215,710円	1,864円	38年	474,130円	4,097円
19年	228,150円	1,971円	39年	487,590円	4,213円
20年	240,640円	2,079円	40年	501,110円	4,330円

- 【注】1. 上表の給付額は、共済規約（平成26年4月1日改定）に基づく基本給付の額です。従って将来の経済変動等により共済規約が改定されれば、上表の給付額も変動します。
2. 給付は、掛金の払込月数により月単位の給付をいたします。
3. 2口以上加入の場合には、上表の整数倍となります。
4. 死亡により退職した場合には、経過年数に関係なく、上記「退職一時金額」1口につき1,000円を加算した金額が支払われます。
5. 年金は、毎年2月、5月、8月および11月の各月の15日にお支払いします。
6. 上表の給付額は、新規にご加入される方、掛金を増口される方の増口部分に相当するものです。既加入者の実際の給付額は、記載の給付額と異なる場合があります。
7. 掛金には、制度運営費として月額掛金1口につき、25円が含まれております。
8. 年金月額が10,000円未満の場合は一時金のお取扱いとなります。

個人情報取扱について

本共済制度の運営にあたっては、一般財団法人 東織退職金共済会は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を本共済制度の事務手続きのために使用し、一般財団法人 東織退職金共済会が保険契約を締結する引受保険会社（三井生命保険株式会社）へ提出します。引受保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、一般財団法人 東織退職金共済会上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、一般財団法人 東織退職金共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社にも提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が制限されています。

当資料は平成26年4月1日改定の共済規約に基づいており、今後、制度・運用資産・税制等の改正により内容が変更となる場合があります。ご不明な点がございましたら、下記までご照会願います。

〈お問い合わせ〉

一般財団法人 東織退職金共済会

東京都中央区日本橋堀留町1-9-6 TEL 03(3663)5909

〈引受生命保険会社〉

三井生命保険株式会社 公共・広域法人営業部

東京都千代田区大手町2-1-1 TEL 03(6831)8843